

国民健康保険特集号

《問合せ先》
 西宮市市民局国民健康保険グループ
 国保収納グループ
 〒662-8567
 西宮市六湛寺町10番3号
 Eメール/vo_kokuho@nishi.or.jp

国民健康保険料

平成19年度の 保険料率が決まりました

平成19年度の西宮市国民健康保険料の料率が決まり、6月1日に告示しました。

**医療給付費分・
介護納付金分と
も保険料率を引き
下げました**

平成19年度の保険料率は医療給付費分については所得割額が10・0%、均等割額が3万4800円（前年度3万5400円）、平等割額が2万5800円で、介護納付金分については、所得割額が1・9%（前年度2・0%）、均等割額が1万2000円に決まりました。

国民健康保険では、『医療費など必要と見込まれる費用額』から『国・県の補助金、市の繰入金等の収入額』を除いた額（賦課総額）を被保険者の皆さんに負担していただきます。医療給付費分の保険料率については、医療費の増加に伴う賦課総額の増加や被保険者数の減少により、上昇が避けられない状況ではあります。財政安定化基金から繰り入れを行うこと等により、均等割額について、昨年度より600円引き下げました。介護納付金分については、賦課限度額を8万円から

9万円に引き上げることにより、所得割額について、昨年度（2・0%）より0・1ポイント引き下げました。



国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象とした医療保険制度です。被保険者のみなさまの保険料は、国・県の補助金や市の繰入金と並んで、この制度を支える重要な財源です。この財源により、医療機関で保険証などを提示すれば、自己負担割合（3歳未満は2割、3歳以上70歳未満は3割、70歳以上は1割または3割）を支払うだけで受診できるものです。健康な生活を送るために欠くことのできない国民健康保険制度を維持していくためにみなさまのご協力をお願いいたします。

**保険料通知書は
6月中旬に郵送
します**

この料率に基づいて決定した平成19年度の保険料通知書は、6月中旬に郵送します。なお、保険料の計算方法は、下表のとおりです。保険料の軽減や減免については次ページをご参照ください。

**「保険料ご質問
コーナー」を
6月19日から
設けます**

本市では保険料の算定方法などのご質問や納付方法についてのご相談にお答えするため「国民健康保険料ご質問コーナー」を設けます。設置期間は、6月19日（火）から同月28日（木）まで（土・日曜日は除く）、会場は市役所本庁舎2階の252会議室です。受付時間は、午前は9時から12時まで、午後は1時から5時までとなっております。お気軽にお越しください。

平成19年度保険料の計算方法

保険料は、次の方法で計算されます。

◎医療給付費分保険料

$$\begin{array}{c} \text{①所得割額} \\ \text{18年中の} \\ \text{基準総所得} \times \frac{10.0}{100} \\ \text{金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{②均等割額} \\ \text{被保険者1人} \\ \text{につき34,800円} \\ (35,400円) \end{array} + \begin{array}{c} \text{③平等割額} \\ \text{1世帯につき} \\ \text{25,800円} \\ (25,800円) \end{array} = \begin{array}{c} \text{①+②+③} \\ \text{19年度年間保険料} \\ \text{(最高限度額53万円)} \\ (18年度限度額53万円) \end{array}$$

★()内は、平成18年度料率(10.0/100)

◎介護納付金分保険料

$$\begin{array}{c} \text{①所得割額} \\ \text{18年中の} \\ \text{基準総所得} \times \frac{1.9}{100} \\ \text{金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{②均等割額} \\ \text{介護保険第2号} \\ \text{被保険者1人} \\ \text{につき12,000円} \\ (12,000円) \end{array} = \begin{array}{c} \text{①+②} \\ \text{19年度年間保険料} \\ \text{(最高限度額9万円)} \\ (18年度限度額8万円) \end{array}$$

医療給付費分・介護納付金分を合わせた年間保険料の最高限度額 62万円 (18年度限度額61万円)

40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）のいる世帯のみ医療給付費分保険料と介護納付金分保険料の合計額が国民健康保険料となります。

★()内は、平成18年度料率(2.0/100)

※「基準総所得金額」とは、総所得金額等から基礎控除(33万円)を差し引いた金額をいいます。

■給与所得の場合 (総所得金額)

$$\text{基準総所得金額} = \text{給与収入} - \text{給与所得控除} - \text{基礎控除(33万円)}$$

■事業所得の場合

$$\text{基準総所得金額} = \text{事業収入} - \text{必要経費} - \text{基礎控除(33万円)}$$

■年金所得の場合

① 昭和15年1月1日以前生まれで平成17年度に公的年金等控除を受けていた方

$$\text{基準総所得金額} = \text{年金収入} - \text{公的年金控除} - \text{特別控除(7万円)} - \text{基礎控除(33万円)}$$

(平成18年度特別控除13万円)

② 昭和15年1月2日以降生まれの方

$$\text{基準総所得金額} = \text{年金収入} - \text{公的年金控除} - \text{基礎控除(33万円)}$$

国民健康保険に関する問い合わせ先

※6月下旬頃まで、窓口や電話の混雑が予想されます。ご了承ください。

◆加入・脱退・保険料について
資格・賦課チーム
0798-35-3117・3118

◆高額な医療費・各種給付について
給付チーム
0798-35-3120

◆納付書・分納について
国保収納グループ
0798-35-3156・3155・3091